

令和2年第2回

福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和2年7月

福島県後期高齢者医療広域連合議会

令和2年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

1	招集告示	1
2	招集年月日	1
3	招集の場所	1
4	会議の時刻	1
5	応招議員	1
6	不応招議員	1
7	出席議員	1
8	欠席議員	1
9	地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
10	議事日程	2
11	本日の会議に付議した事件	2
12	会議の経過	3
	(1) 開会の宣告	3
	(2) 諸般の報告	3
	(3) 議席の指定	3
	(4) 会議録署名議員の指名	3
	(5) 会期の決定	3
	(6) 承認第1号から第4号まで、認定第1号及び第2号、議案第10号及び 11号の提出	4
	(7) 提案理由の説明	4
	(8) 承認第1号及び承認第2号の説明、採決	5
	(9) 承認第3号の説明、採決	7
	(10) 承認第4号の説明、採決	8
	(11) 認定第1号及び第2号の説明	9
	(12) 議案第10号及び第11号の説明、採決	13
	(13) 閉会及び閉議の宣告	15

1 招集告示

福島県後期高齢者医療広域連合告示第16号

令和2年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年6月29日

福島県後期高齢者医療広域連合長 木 幡 浩

- 1 日 時 令和2年7月30日（木）午後2時
- 2 場 所 福島県福島市上町4番25号
キョウワグループ・テルサホール（福島テルサ）3階 「あぶくま」

2 招集年月日

令和2年7月30日

3 招集の場所

キョウワグループ・テルサホール（福島テルサ）3階 「あぶくま」

4 会議の時刻

令和2年7月30日 午後2時15分開会、午後3時04分閉会

5 応招議員

5番 星 学 君	6番 久保木 正大 君	8番 菅野 典雄 君
9番 清川 雅史 君	10番 菅原 修一 君	12番 渡辺 由紀雄 君
13番 片平 秀雄 君	14番 鈴木 久一 君	15番 割貝 寿一 君

6 不応招議員

1番 品川 万里 君	2番 清水 敏男 君	3番 遠藤 忠一 君
4番 須田 博行 君	7番 澤村 和明 君	11番 今村 裕 君
16番 渡邊 一夫 君		

7 出席議員

「5 応招議員」に同じ。

8 欠席議員

「6 不応招議員」に同じ。

9 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	木 幡 浩 君	会計管理者	高 槻 文 彦 君
事務局長	河 野 義 樹 君	事務局次長	長谷部 忍 君
総務課長	神野藤 浩 和 君	業務課長	関 根 修 君

10 議事日程

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議席の指定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 承認第1号から第4号まで、認定第1号及び第2号、議案第10号及び第11号の提出
- 日程第 6 提案理由の説明
- 日程第 7 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第1号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給))
- 日程第 8 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第2号 令和2年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号))
- 日程第 9 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第3号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例(新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する保険料の徴収猶予及び減免))
- 日程第10 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第4号 東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第11 認定第 1号 令和元年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 2号 令和元年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第10号 令和2年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第11号 令和2年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

11 本日の会議に付議した事件

「10 議事日程」に同じ。

1 2 会議の経過

(1) 開会の宣告

副議長（片平 秀雄君） ただいま、出席議員が定足数に達しておりますので、これより「令和2年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会」を開会いたします。

ご報告いたします。

品川 万里 君、清水 敏男 君、遠藤 忠一 君、須田 博行 君、澤村 和明 君、今村 裕 君、渡邊 一夫 君より欠席の届け出がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午後2時15分)

(2) 諸般の報告

副議長（片平 秀雄君） 日程第1「諸般の報告」を行います。

2月定例会以後に議員の異動がありましたので報告いたします。

令和2年3月30日付けで、大繩 武夫 君が任期満了となりました。

これにより、令和2年3月24日告示の補欠選挙が執行され、割貝 寿一 君が当選されました。令和2年3月31日付けで、古川 庄平 君が任期満了となり、これにより、同補欠選挙で、鈴木 久一 君が当選されました。

令和2年7月14日付けで、宮田 秀利 君が任期満了となりました。

これにより、令和2年6月30日告示の補欠選挙が執行され、久保木 正大 君が当選されました。

(3) 議席の指定

副議長（片平 秀雄君） 次に、日程第2「議席の指定」を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、今回補欠選挙において当選された 久保木 正大 君の議席を6番、鈴木 久一君の議席を14番、割貝 寿一 君の議席を15番に指定します。

(4) 会議録署名議員の指名

副議長（片平 秀雄君） 次に、日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員に8番 菅野 典雄 君、9番 清川 雅史 君を指名いたします。

(5) 会期の決定

副議長（片平 秀雄君） 次に、日程第4「会期の決定」を議題といたします。

今回、本定例会の会期は本日1日間とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長（片平 秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

(6) 承認第1号から第4号まで、認定第1号及び第2号、議案第10号及び第11号の提出

副議長（片平 秀雄君） 次に、日程第5「承認第1号から第4号まで、認定第1号及び第2号、議案第10号及び第11号」の提出を行います。

ただいま、広域連合長から議案の提出がありました。

議案は、先にお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

(7) 提案理由の説明

副議長（片平 秀雄君） 次に、日程第6「提案理由の説明」を行います。

広域連合長より、提案理由の説明を求めます。広域連合長。

広域連合長（木幡 浩君） 本日、ここに、令和2年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集しましたところ、ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

提案理由に先立ちまして、後期高齢者医療制度に関し、広域連合長として制度運営に対する所信を申し上げ、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

高齢者を取り巻く環境は、ICTの進化に伴う社会の変革をはじめ、大規模災害や新型コロナウイルス感染症等の予期せぬ事態に見舞われるなど、著しく変化しております。

政府の全世代型社会保障検討会議では、人生100年時代を迎える中、2022年から団塊の世代が順次75歳を迎えることにより、現役世代の負担が大きく上昇することが想定されるため、現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代が公平に支える社会保障制度の構築を検討しているところであります。

そのような中、後期高齢者医療制度については、被保険者の増加や医療の高度化などに伴う医療費の増加が見込まれており、持続可能な保険制度として安定した財政運営が求められております。国においては、被保険者に対し、負担能力等に応じた負担を求める観点から、保険料軽減特例制度の見直しが段階的に実施されているところです。

このような見直しは被保険者の負担に直接結びつくものであることから、本広域連合といたしましては、被保険者をはじめとする県民の皆様に対して、丁寧な説明に努めてまいります。

次に、医療費適正化の取り組みについて申し上げます。

従来から実施しております医療機関からの請求内容の点検や、被保険者に対する医療費のお知らせによる啓発に加え、交通事故等による第三者行為求償の強化やジェネリック医薬品の使用促進、はり・きゅう、あんま・マッサージ療養費の受領委任制度導入等により、引き続き医療費の適正化に努めて参ります。

次に、健康の保持増進の取り組みについて申し上げます。

今年度から始まった高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施については、21の市町村において取り組みが開始される予定となっております。

一体的な実施は、高齢者の生活の質の維持及び向上に大きく貢献し、結果として医療費の適正化に資するものであることから、構成市町村に早期受託をお願いするとともに、連携を強化し支援を行ってまいります。

今後も、高齢者の皆様が安心して医療を受けられるよう、健全な財政運営と医療保険制度

の安定的な運営に努めてまいりますので、関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、本定例会に提出いたしました案件について申し上げます。

「承認第1号」は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関し「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」について所要の改正を行うため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであり、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものであります。

「承認第2号」は、「令和2年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金を支給することとし、当該経費として特別調整交付金を収入することから、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,000万円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,408億9,998万9千円とするため、専決処分をし、承認を求めるものであります。

「承認第3号」は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する保険料の徴収猶予及び減免に関し、「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」について所要の改正を行うため、専決処分をし、承認を求めるものであります。

「承認第4号」は、東日本大震災に係る保険料の減免について、令和2年度分保険料の減免の財政支援の基準が示されたため「東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例」について所要の改正を行うため、専決処分をし、承認を求めるものであります。

「認定第1号 令和元年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」は、地方自治法第233条第3項及び第5項の規定により、監査委員の審査に付した決算と決算付属書類を添え、監査委員の意見をつけて認定に付するものであります。

「認定第2号 令和元年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、前号同様に地方自治法の規定により、監査委員の意見をつけて認定に付するものであります。

「議案第10号 令和2年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第1号」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,069万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億4,774万円とするものであります。

「議案第11号 令和2年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算第2号」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ69億6,014万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,478億6,012万9千円とするものであります。

以上が提出議案等の概要となりますので、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

(8) 承認第1号及び承認第2号の説明、採決

副議長（片平 秀雄君） 次に、日程第7「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 専決第1号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正

する条例（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給）及び日程第8「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 専決第2号 令和2年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、関連がありますので一括議題にしたいと思います。

一括議題とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（片平 秀雄君） ご異議なしと認め、一括議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（河野 義樹君） はじめに、承認第1号「専決処分の承認を求めること」について、A4横型の「議案説明資料」により説明いたします。1ページをお開きください。

専決第1号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給）につきまして、条例改正の趣旨は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に 対して傷病手当金を支給するため、所要の改正を行うものです。

主な内容は、本定例会前の議会運営協議会で説明いたしましたとおり、国の財政支援の基準に基づき、支給要件、支給額、支給期間等を定めるものです。

急を要したことから、地方自治法の規定に基づき令和2年4月27日付で専決処分をいたしましたので、これを報告し承認を求めるものです。

条例の施行日は、公布の日である令和2年4月27日です。

2ページから3ページまでが新旧対照表です。

承認第1号の説明は、以上です。

次に、承認第2号「専決処分の承認を求めること」について説明いたします。4ページをお開きください。

専決第2号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、補正予算の趣旨は、承認第1号で説明いたしました新型コロナウイルス 感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給にあたり、当該経費として、国からの特別調整交付金を収納するものです。

補正の内容は、歳入及び歳出に、それぞれ2,000万円を追加し、歳入予算及び歳出予算の総額を、それぞれ 2,408億9,998万9千円としたものです。

5ページの特別会計予算一覧表をお開きいただき、網掛の部分をご覧ください。

歳入は、2款「国庫支出金」2項「国庫補助金」1目「調整交付金」に、特別調整交付金を2,000万円追加したものです。

次に6ページの特別会計予算一覧表をお開きいただき、網掛の部分をご覧ください。

歳出は2款「保険給付費」3項「その他医療給付費」2目「傷病手当金」に2,000万円を追加したものです。

当該補正予算は、専決第1号と同様に急を要したことから、地方自治法の規定に基づき、令和2年5月11日付で専決処分をいたしましたので、これを報告し承認を求めるものです。

承認第2号の説明は以上です。

承認第1号と合わせて、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

副議長（片平 秀雄君） それでは、承認第1号及び承認第2号の質疑を行います。
質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

副議長（片平 秀雄君） ないようですので、これより、討論に入ります。
討論をされる方はございますか。

（「なし」の声あり）

副議長（片平 秀雄君） ないようですので、これより採決を行います。お諮りいたします。
承認第1号及び承認第2号は、これを原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（片平 秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号及び承認第2号は、原案のとおり承認されました。

（9）承認第3号の説明、採決

副議長（片平 秀雄君） 次に、日程第9「承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
専決第3号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条
例（新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する保険料の徴収
猶予及び減免）」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（河野 義樹君） 承認第3号 「専決処分の承認を求めること」について説明いたし
ます。7ページをお開きください。

専決第3号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正す
る条例につきまして、条例改正の趣旨は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減
少した被保険者等にかかる保険料の徴収猶予及び減免をするため、所要の改正を行ったもの
です。

主な内容は、議会運営協議会で説明いたしましたとおり、保険料の徴収猶予及び、国の財
政支援の基準に基づく減免について、対象となる保険料、対象者、期間、減免割合等を定めた
ものです。

急を要したことから、地方自治法の規定に基づき令和2年5月28日付で専決処分をいたし
ましたので、これを報告し承認を求めるものです。

条例の施行日は、公布の日である令和2年5月28日です。

8ページから10ページまでが新旧対照表です。

承認第3号の説明は以上です。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

副議長（片平 秀雄君） それでは、承認第3号の質疑を行います。
質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

副議長（片平 秀雄君） ないようですので、これより、討論に入ります。

討論をされる方はございますか。

(「なし」の声あり)

副議長 (片平 秀雄君) ないようですので、これより採決を行います。お諮りいたします。

承認第3号はこれを原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長 (片平 秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号は、原案のとおり承認されました。

(10) 承認第4号の説明、採決

副議長 (片平 秀雄君) 次に、日程第10「承認第4号 専決処分の承認を求めることについて専決第4号 東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長 (河野 義樹君) 承認第4号 「専決処分の承認を求めること」について説明いたします。11ページをお開きください。

専決第4号 東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療 保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例につきまして、条例改正の趣旨は、東日本大震災による被災者に対する保険料の減免について、国から「令和2年度分保険料の減免に係る補助金等の交付対象基準」が、新たに示されたことから、所要の改正を行ったものです。

主な内容は、保険料減免の適用期間を令和3年3月31日まで、1年間延長することと、議会運営協議会で説明いたしましたとおり、令和2年度上位所得層の保険料減免の取り扱いが一部変更になることです。

急を要したことから、地方自治法の規定に基づき令和2年6月29日付で専決処分をいたしましたので、これを報告し承認を求めるものです。

条例の施行日は、公布の日である令和2年6月29日です。

12ページから20ページまでが新旧対照表です。

承認第4号の説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

副議長 (片平 秀雄君) それでは、承認第4号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

(「なし」の声あり)

副議長 (片平 秀雄君) ないようですので、これより、討論に入ります。

討論をされる方はございますか。

(「なし」の声あり)

副議長 (片平 秀雄君) ないようですので、これより採決を行います。お諮りいたします。

承認第4号はこれを原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長 (片平 秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号は、原案のとおり承認されました。

(11) 認定第1号及び認定第2号の説明、採決

副議長（片平 秀雄君） 次に、日程第11「認定第1号 令和元年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」及び日程第12「認定第2号 令和元年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、関連がありますので一括議題にしたいと思います。

一括議題とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（片平 秀雄君） ご異議なしと認め、一括議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（河野 義樹君） はじめに認定第1号「令和元年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定」について、決算認定資料【別冊1】令和元年度福島県後期高齢者医療広域連合各会計歳入歳出決算書により説明いたします。

4ページをお開きください。歳入について、表の一番下の歳入合計の欄をご覧ください。

予算現額 8億9,923万2千円に対して、調定額、収入済額は 8億9,919万629円で、予算現額に対して、4万1,371円の「減」となったものです。

次に5ページをご覧ください。歳出について、表の一番下の歳出合計の欄をご覧下さい。

予算現額8億9,923万2千円に対して、支出済額は8億5,311万6,516円で、不用額が、4,611万5,484円となったものです。

歳入歳出差引残額4,607万4,113円については、翌年度へ繰り越すものです。

次に6ページ、7ページの「一般会計の歳入歳出決算事項別明細書」をお開きください。

歳入について、各款の収入済額で説明いたします。

7ページの収入済額と備考欄をご覧ください。

1款「分担金及び負担金」8億5,300万円余は構成市町村からの負担金で、電算処理委託費など制度運営に要する共通経費です。2款「財産収入」68万円余は、借上げ公舎入居料等です。3款「繰入金」はありませんでした。4款「繰越金」4,470万円余は、前年度からの繰越金です。5款「諸収入」16万円余は、歳計現金の預金利子等であります。

次に、8ページ、9ページをお開きください。歳出について、各款の支出済額で説明いたします。9ページの支出済額と備考欄をご覧ください。1款「議会費」63万円余は、議会運営に要した費用です。2款「総務費」7,710万円余は、事務局長、次長、及び総務課職員の内計7名分の派遣職員人件費負担金及び、事務局管理運営費等です。

続いて10ページ、11ページをお開きください。

表の中ほどの3款「民生費」7億7,500万円余は、電算処理システム経費など事務費等の特別会計への繰出金、業務課職員16名分の派遣職員人件費負担金です。

4款「予備費」の支出はありませんでした。

次に12ページをお開きいただき「実質収支に関する調書」をご覧ください。

一般会計の実質収支額は、4,607万4千円です。

続きまして、認定第2号「令和元年度福島県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」について説明いたします。

14ページをお開きください。歳入について、表の一番下の歳入合計の欄をご覧ください。

予算現額2,490億9,138万9千円に対して、調定額が2,552億4,715万6,161円、収入済額が2,552億1,764万9,107円です。収入未済額が2,950万7,054円ではありますが、これは保険給付費の不正・不当請求の返納金や加算金、被保険者の負担割合の変更に伴う一部負担金差額に係る返還金、交通事故等の損害賠償金である第三者納付金です。

次に15ページの歳出について、表の一番下の歳出合計の欄をご覧ください。

予算現額2,490億9,138万9千円に対して、支出済額は2,434億1,286万6,619円、不用額が56億7,852万2,381円となったものです。

歳入歳出差引残額は、欄外記載のとおり118億478万2,488円となり、翌年度へ繰り越すものです。

次に16ページ、17ページの「特別会計歳入歳出決算事項別明細書」をお開きください。

歳入について、各款の収入済額で説明いたします。

17ページの収入済額の欄と備考欄をご覧ください。

1款「市町村支出金」は、389億1,000万円余です。主な内訳は、被保険者が納付した保険料に係る市町村負担金、低所得者等の保険料軽減分の保険基盤安定負担金、療養給付費に係る市町村負担金、市町村の健康診査事業負担金などとなっています。

2款「国庫支出金」は、870億9,800万円余です。主な内訳は、療養給付費や高額医療費に係る国庫負担金、各都道府県の所得格差を是正するための普通調整交付金、災害など特別な事情により算定される特別調整交付金、東日本大震災による原発事故や台風19号で被災した被保険者の保険料の減免及び一部負担金の免除に対する 災害臨時特例補助金、低所得者等の保険料軽減に係る制度円滑運営臨時特例交付金などとなっています。

3款「県支出金」は196億600万円余です。主な内訳は、療養給付費及び高額医療費に係る県負担金となっております。

次に、18ページ、19ページをお開きください。

4款「支払基金交付金」959億4,300万円余は、後期高齢者交付金で、現役世代からの支援金として、社会保険診療報酬支払基金から交付されたものです。

5款「特別高額医療費共同事業交付金」5,550万円余は、特別高額医療費共同事業からの交付金です。これは、1件が400万円を超える高額な医療費が発生した際に、その費用を全国の広域連合が共同で負担するもので、各広域連合からの拠出金を財源に国保中央会から交付されたものです。

6款「繰入金」6億4,650万円余は、一般会計からの事務費等繰入金です。

7款「繰越金」126億7,600万円余は、国からの療養給付費負担金など各種負担金について、令和元年度分を精算するための償還分を含む繰越金です。

8款「県財政安定化基金借入金」について、借り入れはありませんでした。

9款「諸収入」2億8,000万円余は、歳計現金の預金利子、交通事故等の損害賠償金である第三者納付金、診療報酬の過誤調整金の返納金などです。

次に、20ページ、21ページをお開きください。

歳出について各款の支出済み額で説明いたします。

21ページの支出済み額の欄と備考欄をご覧ください。

1款「総務費」6億2,870万円余は、制度運営のための経費です。主なものとしては、電算処理システム等の運用管理などに係る電算処理費、被保険者証の定期更新などに係る資格管理費、療養の給付などに係る給付管理費、レセプト点検審査委託料などに係る医療費適正化等推進事業費、被保険者の健康づくりに係る特別対策事業などです。

次に22ページ、23ページをお開きください。

2款「保険給付費」2,365億3,700万円余は、被保険者が診察等を受けた医療機関に支払う療養の給付費等で、歳出全体の約97.2%を占めております。給付費の内訳は、備考に記載のとおりです。

次に24ページ、25ページをお開きください。

3款「特別高額医療費共同事業拠出金」6,330万円余は、歳入で説明いたしました 高額な医療費に備えるための全国の広域連合による共同事業への拠出金です。

4款「保健事業費」7億390万円余は、市町村に委託して実施している健康診査事業や、適正服薬指導などの健康増進事業費です。

5款「公債費」の支出はありませんでした。

6款「諸支出金」54億7,900万円余は、資格喪失などによる保険料の還付金や、療養給付費等の額の確定に伴い、国などから定率で概算払いされていた療養給付費等負担金などの精算による償還金等です。

26ページ、27ページをお開き下さい。

7款「予備費」の支出はありませんでした。

次に28ページをお開きいただき「実質収支に関する調書」をご覧ください。

特別会計の実質収支額は118億478万2千円です。

次に、29ページの「財産に関する調書」をご覧ください。

公有財産、物品、債権、基金はありません。

続きまして30ページ以降は、令和元年度の「主要な施策の成果等報告書」です。広域連合では、被保険者として保健事業や医療費の適正化事業を実施しておりますので、主な事業について説明いたします。

41ページをお開きください。

オ 医療費適正化等推進事業ですが、この事業は、適切な医療の確保を図るとともに、医療費の適正化、保険料収納対策等の被保険者機能強化を目的とした事業です。

主な実施内容の(イ)ジェネリック医薬品については、後発医薬品へ切り替えることで、自己負担額が「110円以上」下がると見込まれる被保険者へ、その差額を知らせる通知を送付するとともに、お薬手帳に貼るジェネリック医薬品希望シールを、新規加入の被保険者に送付し、医療費の適正化を図ったものです。

その成果としまして、令和2年3月分のジェネリック医薬品の利用率が79.2%となり、前年同期と比較して3.9ポイントの「増」となりました。

次に42ページをお開きください。

(ウ) のレセプト二次点検につきましては、福島県国民保険団体連合会で行うレセプトの一次点検に加えて、請求内容をさらに詳細にチェックするため、業務委託により二次点検を実施しているものです。

成果としまして、表に記載のとおり、二次点検による再審査の申出により過誤請求であると認められた金額は、令和2年1月末時点で3,514万円余となりました。

続いて、カ 後期高齢者医療特別対策事業については、被保険者の健康づくりに資するための事業です。

長寿・健康増進事業実施市町村補助として、23市町村が実施した、健康づくり教室や人間ドック費用助成など29の事業に対して費用を助成したものです。

続きまして、46ページをお開きください。

4款 保健事業費については、被保険者の健康の保持増進及び生活習慣病の早期発見のため健康診査事業と健康増進事業を実施したものです。

ア 健康診査事業について、(ア) 医科歯科検診は、市町村との委託契約により実施し、受診者数73,522人、受診率26.08%となり、昨年の受診率を0.37ポイント上回ったものです。

(イ) 歯科口腔健康診査については、口腔機能の低下による疾病及び介護状態への進行を予防し、健康を保持するために県歯科医師会及び市町村に委託して実施しており、受診者数2,428人、受診率は10.77%となったところです。

47ページのイ健康増進事業をご覧ください。

(ア) 重症化予防指導については、健診結果に基づき対象者616名に対して、受診勧奨及びアンケート調査を実施した結果、90人から「受診予定である」との回答がありました。また、前年度受診勧奨をした方で、専門職による相談を希望した39人のうち14人に対して、保健師が延べ24回の訪問指導を行ったものです。

次に(イ) 重複・頻回受診者指導については、重複・頻回の基準に該当する対象者560人のうち16人に対して、保健師や看護師が訪問し、病気の状況等を確認しながら、適正な受診・服薬の指導を行ったものです。

次に(ウ) 低栄養・過体重予防指導については、低栄養の基準に該当する4,343人に対して健康調査を行い、栄養相談を希望した40人に対して管理栄養士による訪問指導を実施したものです。

次に(エ) 適正服薬相談については新規事業として実施したもので、複数の医療機関を受診し、10種類以上の内服薬の投与が3か月以上継続している被保険者に服薬情報のお知らせを送り、対象者10,000人のうち3,881人が薬剤師に相談しました。

認定第2号についての説明は以上です。

なお、本決算につきましては、監査委員による決算審査が行われ、決算認定資料【別冊2】のとおり審査意見書が提出されておりますので、地方自治法の規定により、合わせてご報告いたします。

それでは、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

副議長（片平 秀雄君） 次に、監査委員から決算審査の意見を求めます。

監査委員、天野次宣君

監査委員（天野 次宣君） 私から令和元年度の決算の審査結果について、ご報告申し上げます。

お手元の決算認定資料【別冊2】 審査意見書1ページをご参照いただきたいと存じます。去る令和2年6月25日、令和元年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につきまして審査をいたしました。

その結果、審査に付されました一般会計及び特別会計に係る歳入歳出決算書、決算事項別明細書及び実質収支に関する調書、財産に関する調書等は、関係法令に準拠して作成されているものと認められました。

また、決算の計数に関しましても関係帳簿及び証拠書類と照合しましたところ、正確であると認められました。

最後に決算の概要につきましては、審査意見書にもまとめておりますとおり、適正かつ効率的に予算が執行され、健全な財政運営であると判断いたしております。

以上、決算審査の意見としてご報告申し上げます。

副議長（片平 秀雄君） ただいまの監査委員の意見をふまえ、認定第1号及び、認定第2号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

副議長（片平 秀雄君） ないようですので、これより、討論に入ります。

討論をされる方はございますか。

（「なし」の声あり）

副議長（片平 秀雄君） ないようですので、これより採決を行います。お諮りいたします。

認定第1号及び、認定第2号はこれを原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（片平 秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、認定案第1号及び認定第2号は、原案のとおり認定されました。

(12) 議案第10号及び議案第11号の説明、採決

副議長（片平 秀雄君） 次に、日程第13「議案第10号 令和2年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」、及び日程第14「議案第11号 令和2年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、関連がありますので一括議題にしたいと思います。

一括議題とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（片平 秀雄君） ご異議なしと認め、一括議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（河野 義樹君） 令和2年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について、議案書により説明いたします。

議案書の21ページをお開きください。

補正の内容ですが、令和元年度決算の認定により繰越金が確定したことから、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,069万5千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ7億4,774万円とするものです。

議案書の23ページから25ページまでが、一般会計補正予算の事項別明細書です。

24ページ、25ページをお開き下さい。

まず、上段の表、歳入であります、4款「繰越金」1項「繰越金」1目「繰越金」に2,069万5千円を追加するものであります。

これは、令和2年度への繰越金4,607万4千円が確定したことから、令和2年度当初予算で計上していた繰越金2,537万9千円との差額2,069万5千円を追加するものであります。

次に歳出ですが、4款「予備費」1項「予備費」1目「予備費」に繰越金で追加したのと同額2,069万5千円を追加するものです。

議案第10号の説明は以上です。

続きまして議案第11号「令和元年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」について説明いたします。

27ページをお開きください。

補正の内容ですが、令和元年度決算の認定により、繰越金が確定したことから、歳入歳出予算の総額にそれぞれ69億6,014万円を追加し、予算総額を歳入歳出共に2,478億6,012万9千円とするものです。

議案書の29ページから31ページまでが、特別会計補正予算の事項別明細書です。では、30ページをご覧ください。

まず、上段の表、歳入ですが、7款「繰越金」1項「繰越金」1目「繰越金」に69億6,014万円を追加するものです。

これは、令和2年度への繰越金118億478万2千円が確定したことから、今年度の当初予算で計上していた繰越金48億4,464万2千円との差額を追加するものです。

次に歳出ですが、6款「諸支出金」1項「償還金及び還付加算金」2目「償還金」に44億8,763万1千円を追加し、また、7款「予備費」1項「予備費」1目「予備費」に、24億7,250万9千円を追加するものです。

議案第11号の説明は以上です。

議案第10号と合わせて、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

副議長(片平 秀雄君) それでは、議案第10号及び議案第11号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

(「なし」の声あり)

副議長(片平 秀雄君) ないようですので、これより、討論に入ります。

討論をされる方はございますか。

(「なし」の声あり)

副議長(片平 秀雄君) ないようですので、これより採決を行います。お諮りいたします。

議案第10号及び議案第11号は、これを原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(片平 秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号及び議案第11号は、原案のとおり可決されました。

(13) 閉会及び閉議の宣告

副議長(片平 秀雄君) これで本日の日程は、全部終了いたしました。

以上で、会議を閉じ、令和2年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

(午後3時04分)